



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
3月19日  
号外(1)  
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
  - ※滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(子ども家庭支援課) ..... 1
  - 訓 令
    - 企 業 庁 訓 令
    - 病 院 事 業 庁 訓 令
    - 議 会 訓 令
  - 教育委員会教育長訓令
    - 人 事 委 員 会 訓 令
    - 監 査 委 員 訓 令
    - 労 働 委 員 会 訓 令
    - 警 察 本 部 訓 令
  - ※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の一部改正(女性活躍推進課) ..... 2
  - 訓 令
    - 教育委員会教育長訓令
      - 警 察 本 部 訓 令
  - ※滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程の一部改正(薬務課) ..... 2
  - 人 事 委 員 会 規 則
    - ※職員の高級職務に関する規則および職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3
  - 公 安 委 員 会 規 則
    - ※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ..... 3
    - ※滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ..... 6
    - ※聴聞および意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ..... 7

## 規 則

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第7号

### 滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県青少年の健全育成に関する条例施行規則(昭和53年滋賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「警察本部生活安全部少年課」を「警察本部生活安全部県民保護対策課」に改める。

### 付 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。

訓 令  
 企 業 庁 訓 令  
 病 院 事 業 庁 訓 令  
 議 会 訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 人 事 委 員 会 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令  
 労 働 委 員 会 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第2号

滋賀県企業庁訓令第1号

滋賀県病院事業庁訓令第1号

滋賀県議会訓令第1号

滋賀県教育委員会教育長訓令第1号

滋賀県人事委員会訓令第1号

滋賀県監査委員訓令第1号

滋賀県労働委員会訓令第1号

滋賀県警察本部訓令第4号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	藤 原	久 美 子
滋賀県病院事業庁長	正 木	隆 義
滋賀県議会議長	目 片	信 悟
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県人事委員会委員長	尾 賀	康 裕
滋賀県代表監査委員	河 瀬	隆 雄
滋賀県労働委員会会長	吉 田	和 宏
滋賀県警察本部長	池 内	久 晃

別表第2警察本部の項中「生活安全企画課長」を「県民保護対策課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年3月23日から施行する。

訓 令  
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第3号

滋賀県教育委員会教育長訓令第2号

滋賀県警察本部訓令第5号

滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程（昭和57年滋賀県訓令第13号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県警察本部長	池 内	久 晃

別表第2警察本部生活安全部の項中「少年課長」を「県民保護対策課長」に改める。

**付 則**

この訓令は、令和8年3月23日から施行する。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の級別職務に関する規則および職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第6号

**職員の級別職務に関する規則および職員等の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則**

(職員の級別職務に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の級別職務に関する規則(昭和61年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「少年課長および生活環境課長」を「県民保護対策課長および生活安全捜査課長」に改める。

別表2警察職給料表の表中「少年事件特別捜査隊長 環境指導官」を「環境指導官 生活安全事件捜査指導官」に、「組織犯罪対策指導官 薬物銃器対策室長」を「組織犯罪対策指導官」に改める。

(職員等の給料の調整額に関する規則の一部改正)

**第2条** 職員等の給料の調整額に関する規則(昭和54年滋賀県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「警備部警備第二課航空隊」を「警備部警備課航空隊」に改める。

**付 則**

この規則は、令和8年3月23日から施行する。

**公 安 委 員 会 規 則**

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第4号

**滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「および公務災害補償」を削り、同条中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第8条中第5号を第8号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第8条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 安全管理に関すること。

(3) 公務災害に関すること。

第10条中「少年課 生活環境課」を「県民保護対策課 生活安全捜査課」に改める。

第11条第4号から第7号までを削り、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 滋賀県迷惑行為等防止条例(昭和38年滋賀県条例第36号)の運用に関すること(生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。)

第11条第8号中「金属屑商」を「特定金属くず買受業」に改め、同号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 滋賀県金属屑回収業条例(昭和31年滋賀県条例第58号)の運用に関すること(生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。)

第11条中第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

第13条および第14条を次のように改める。

(県民保護対策課の分掌事務)

**第13条** 県民保護対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (2) 子どもおよび女性の安全対策に関すること。
- (3) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の運用に関すること。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の運用に関すること。
- (5) 少年非行の防止に関すること。
- (6) 少年補導に関すること(生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。)
- (7) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年の保護に関すること。
- (8) 学校等少年の健全な育成に係る関係機関・団体との連携に関すること。
- (9) 少年に対する暴力団等の影響の排除に関すること。

(生活安全捜査課の分掌事務)

**第14条** 生活安全捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 古物営業、質屋営業、警備業、探偵業および特定金属くず買受業の取締りに関すること。
- (2) 滋賀県金属屑回収業条例に規定する違反の取締りに関すること。
- (3) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 経済事犯の取締りに関すること。
- (5) 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)に規定する違反の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 環境事犯(交通公害事犯を除く。)の取締りに関すること。
- (7) 環境犯罪対策の企画、調査および指導に関すること。
- (8) 銃砲等または刀剣類の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (9) 火薬類、核燃料物質、放射性物質その他危険物の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (10) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (11) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (12) 滋賀県迷惑行為等防止条例に規定する違反の取締りに関すること。
- (13) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (14) 少年事件の捜査および調査に関すること。
- (15) その他特別法令違反の取締り(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

第20条第4号中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。

「警備第一課」 「警備企画課」

第31条中 警備第二課 を 外事課 に改める。

警衛対策課」 警備課」

第32条中「警備第一課」を「警備企画課」に改め、同条第2号中「こと」の右に「(外事課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条第3号中オを削り、カをオとし、同条中第4号および第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(外事課の分掌事務)

**第32条の2** 外事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人に係る警備情報の収集および整理その他外国人に係る警備情報に関すること。
- (2) 来日外国人問題対策に関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 国際テロリズム対策に関すること。
- (4) サイバー攻撃対策に関すること。
- (5) 次に掲げる犯罪の捜査に関すること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)および日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する犯罪

イ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)および関税法(昭和29年法律第61号)に規定する犯罪のうち国際的な平和および安全の維持に係る犯罪

ウ 外国人に係る前条第3号に掲げる犯罪その他の警備犯罪

エ 前2号に掲げる活動に関する警備犯罪

第33条中「警備第二課」を「警備課」に改め、同条第2号中「警備第一課」を「警備企画課」に改め、同条第5号中「(警備対策課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)の運用に関すること。

第33条の2を削る。

第34条の3第1項中「少年課」を「県民保護対策課」に改め、同条第2項中「第13条第1号から第4号までおよび第7号」を「第13条第5号から第9号まで」に改める。

第46条中「少年課」を「県民保護対策課」に改める。

第47条第1項中「生活環境課」を「生活安全捜査課」に改める。

第48条の見出しならびに同条第1項および第2項中「、性犯罪捜査指導官および組織窃盗対策官」を削り、同条第4項および第5項を削る。

第50条の見出しならびに同条第1項および第2項中「保護対策官および」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第55条の見出し中「および国際テロリズム対策官」を削り、同条第1項中「警備第一課」を「警備企画課」に改め、「および国際テロリズム対策官」を削り、同条第2項中「および国際テロリズム対策官」を削り、同条第3項中「ならびに」を「および」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(国際テロリズム対策官)

**第55条の2** 外事課に国際テロリズム対策官を置く。

2 国際テロリズム対策官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 国際テロリズム対策官は、命を受けて第32条の2第3号に掲げる事務をつかさどる。

第56条第1項中「警備第二課」を「警備課」に改める。

第57条第1項中「警備第一課」を「警備企画課」に改める。

別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部中

石部交番	湖南省石部東一丁目2番9号	湖南省のうち 宮の森一丁目、同二丁目、宝来坂一丁目から同四丁目まで、岡出一丁目、同二丁目、石部西一丁目から同三丁目まで、石部中央一丁目から同六丁目まで、石部東一丁目から同八丁目まで、石部南一丁目から同八丁目まで、石部が丘一丁目、同二丁目、丸山一丁目から同四丁目まで、石部北一丁目から同五丁目まで、石部ロ一丁目から同四丁目まで、東寺一丁目から同五丁目まで、西寺一丁目から同七丁目まで、石部緑台一丁目、同二丁目、雨山一丁目、同二丁目、正福寺、菩提寺の一部、北山台一丁目から同四丁目まで
------	---------------	---

を

石部交番	湖南省石部東一丁目2番9号	湖南省のうち 宮の森一丁目、同二丁目、宝来坂一丁目から同四丁目まで、岡出一丁目、同二丁目、石部西一丁目から同三丁目まで、石部中央一丁目から同六丁目まで、石部東一丁目から同八丁目まで、石部南一丁目から同八丁目まで、石部が丘一丁目、同二丁目、丸山一丁目から同四丁目まで、石部北一丁目から同五丁目まで、石部ロ一丁目から同四丁目まで、東寺一丁目から同五丁目まで、西寺一丁目から同七丁目まで、石部緑台一丁目、同二丁目、雨山一丁目、同二丁目
菩提寺交番	湖南省菩提寺西四丁目1番19	湖南省のうち

に改め、別

	号	正福寺、菩提寺、菩提寺西一丁目から同七丁目まで、菩提寺東一丁目から同四丁目まで、近江台一丁目、同二丁目、サイドタウン一丁目から同四丁目まで、菩提寺北一丁目から同七丁目まで、北山台一丁目から同四丁目まで
--	---	--

別表の2交番の表滋賀県長浜警察署の部の次に次のように加える。

滋賀県木之本警察署	高月交番	長浜市高月町渡岸寺135番地1	長浜市のうち 高月町保延寺、高月町持寺、高月町尾山、高月町洞戸、高月町井口、高月町雨森、高月町高野、高月町柏原、高月町渡岸寺、高月町馬上、高月町森本、高月町落川、高月町高月、高月町宇根、高月町東阿閉
-----------	------	-----------------	--

別表の4警察官駐在所の表滋賀県甲賀警察署の部菩提寺警察官駐在所の項および滋賀県木之本警察署の部高月警察官駐在所の項を削る。

**付 則**

この規則は、令和8年3月23日から施行する。ただし、別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部菩提寺交番の項および滋賀県木之本警察署の部を加える改正規定ならびに別表の4警察官駐在所の表滋賀県甲賀警察署の部菩提寺警察官駐在所の項および滋賀県木之本警察署の部高月警察官駐在所の項を削る改正規定は、同月25日から施行する。

-----  
滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第5号

**滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則の一部を改正する規則**

滋賀県地方警察職員の定員の配置に関する規則(昭和29年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**

警 察 職 員 定 員 配 置 表

所 属 別		区 分		合 計	
		警 察 官	一 般 職 員		
警 務 部	総 務 課	8	3	11	
	会 計 課	5	28	33	
	警 務 課	88	23	111	
	留 置 管 理 課	64	1	65	
	企 画 教 養 課	11	1	12	
	警 察 県 民 セ ン タ ー	9	4	13	
	情 報 管 理 課	8	14	22	
	厚 生 課	1	12	13	
	監 察 官 室	10	1	11	
	生 活 安 全 部	生 活 安 全 企 画 課	13	8	21
		地 域 課	29	4	33
		通 信 指 令 課	25	1	26
		県 民 保 護 対 策 課	14	11	25
		生 活 安 全 捜 査 課	27		27
サイバー犯罪対策課		31	1	32	
機 動 警 察 隊		41	1	42	
警 察 本	刑 事 企 画 課	12	8	20	

部	刑事部	捜査支援分析課	34	1	35
		捜査第一課	59		59
		捜査第二課	31		31
		組織犯罪対策課	52	2	54
		鑑識課	18	8	26
		科学捜査研究所	1	20	21
	交通部	交通企画課	12	5	17
		交通規制課	11	7	18
		交通指導課	25	4	29
		運転免許課	25	37	62
		交通機動隊	21	1	22
		高速道路交通警察隊	74	2	76
	警備部	警備企画課	48	3	51
		外事課	29		29
		警備課	19	4	23
		機動隊	36	1	37
	警察学校	103	3	106	
	小計	994	219	1,213	
	警察署	大津	234	13	247
草津		195	11	206	
守山		105	7	112	
甲賀		128	9	137	
近江八幡		99	6	105	
東近江		149	8	157	
彦根		132	8	140	
米原		51	4	55	
長浜		104	6	110	
木之本		36	4	40	
高島		60	5	65	
大津北		85	7	92	
小計		1,378	88	1,466	
合計	2,372	307	2,679		

付 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。

聴聞および意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

滋賀県公安委員会規則第6号

聴聞および意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規則の一部を改正する規則

聴聞および意見の聴取を主宰する警察職員の指名に関する規則（平成9年滋賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、」を削り、同号ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 生活安全部首席参事官の職にある者

第2条第4号中エをオとし、アからウまでをイからエまでとし、同号を同条第5号とし、同号にアとして次のように加える。

ア 交通部首席参事官の職にある者

第2条第3号中イをウとし、アをイとし、同号を同条第4号とし、同号にアとして次のように加える。

ア 交通部首席参事官の職にある者

第2条第2号中キをクとし、アからカまでをイからキまでとし、同号を同条第3号とし、同号にアとして次のように加える。

ア 交通部首席参事官の職にある者

第2条第1号の次に次の1号を加える。

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に関する事案の聴聞等

ア 生活安全部首席参事官の職にある者

イ 生活安全部参事官の職にある者

ウ 生活安全部県民保護対策課長の職にある者

エ 生活安全部県民保護対策課県民保護対策官の職にある者

オ 生活安全部県民保護対策課管理官の職にある者

#### 付 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。